

平成二十五年十月二十五日受領
答 弁 第 一 一 一 号

内閣衆質一八五第一一号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員山井和則君提出「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「ベースアップ」という用語について確立した定義はないが、平成二十五年十月十六日衆議院本会議における海江田万里衆議院議員の質問に対する安倍晋三内閣総理大臣の答弁は、御指摘の日本労働組合総連合会（以下「連合」という。）による「二千十三春季生活闘争第七回（最終）回答集計結果」における賃金改善を獲得して妥結した組合の割合に基づいているところであり、同調査における賃金改善は一時金の上昇を含まないものであると連合から聞いている。

五について

賃金水準は個々の労使交渉で決められるべきものだが、日本経済全体での好循環を実現するため、一時金の上昇を含む賃金水準の引上げに取り組んでいただきたい、という趣旨で用いている。